

各 位

小山町健康増進課

新型コロナウイルス感染症定期予防接種(原則 65 歳以上)の実施について (お知らせ)

このことについて、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症予防接種は、予防接種法の B 類疾病に位置づけられており、新型コロナウイルス感染症の発症予防・重症化予防を目的として実施いたします。

B 類疾病の予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであることから、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うものです。

同封した説明書(接種上の注意事項など)をお読みいただき、接種を希望される方は、予約要の医療機関には、事前にお電話等で予約をしてください。

受ける際は、体調の良いときに受けましょう。

記

対 象 者	小山町に住民登録があり、接種日に満 65 歳以上の方 (昭和 37 年 3 月 31 日までに生まれた方)
実 施 期 間	令和 8 年 10 月 1 日(木)～ 令和 9 年 3 月 31 日(水) ※ワクチンの入荷状況により実施開始時期が遅れることがあります。
接種回数・方法	1 回 筋肉内に接種
接種医療機関	裏面の指定医療機関
接 種 料 金	自己負担金 5,000 円(1 回のみ) ※ただし、次の方は無料になります。 ・生活保護法による被保護世帯に属する方で自己負担金免除を希望する方 (事前に申請してください。確認後、「 <u>保健事業徴収金免除可否決定書</u> 」を送付しますので、医療機関へお持ちください。)
持 ち 物	① 新型コロナウイルス感染症定期予防接種予診票 (同封した予診票に必要事項をご記入の上、ご持参ください。) ② 健康手帳(お持ちでない場合は健康福祉会館、各支所で配布します。) ③ 案内通知と説明書 ④ マイナ保険証又は資格確認書等(念のため、ご持参ください。) ⑤ お薬手帳
注 意 事 項	☆ 裏面の指定医療機関以外で公費による予防接種を希望する方は、依頼書が必要となる場合がありますので、接種する 1 週間前までには、健康増進課へご相談ください。 ☆ 本人の接種希望の意思確認が困難な場合は、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者などの協力により、対象者本人の意思確認をし、 <u>接種を希望することが確認できた場合に限り、予防接種法に基づいた予防接種を受けることができます。</u>

お問い合わせ：小山町健康増進課(健康福祉会館) 電話 76-6668

令和8年度 新型コロナウイルス感染症定期予防接種（原則65歳以上）指定医療機関

(五十音順)

※予約要の医療機関には、事前に電話等で予約確認をしてから、接種を受けるようにして下さい。

	医療機関名	電話	住所	予約の要・不要
小 山 町	こうえい痛みのクリニック	7 6 - 7 7 7 7	小山町竹之下1312-3	不要
	須走ファミリークリニック	9 8 - 4 8 9 9	小山町須走206	要
	なかがわ医院	7 6 - 6 0 0 0	小山町菅沼662	要
	富士小山病院	7 8 - 1 2 0 0	小山町用沢437-1	要
御 殿 場 市	阿部ひ尿器科	8 4 - 0 0 1 2	御殿場市山尾田127-1	不要
	岩瀬内科医院	8 0 - 5 5 0 0	御殿場市茱萸沢745-1	不要
	お八幡医院	8 2 - 0 3 4 3	御殿場市北久原617	要
	かみお呼吸器クリニック	8 2 - 3 7 0 0	御殿場市萩原1142-33	要
	上町医院	8 2 - 0 3 9 5	御殿場市御殿場24-1	要
	共立産婦人科医院	8 2 - 2 0 3 5	御殿場市二枚橋8-1	要
	神山復生病院	8 7 - 0 0 0 4	御殿場市神山109	要
	御殿場石川病院	8 3 - 2 4 2 4	御殿場市深沢1285-2	不要
	御殿場かいせい病院	8 7 - 3 7 3 7	御殿場市大坂57-8	要
	斉藤医院	8 7 - 0 0 4 7	御殿場市中山540	要
	齋藤耳鼻咽喉科医院	8 4 - 1 2 3 4	御殿場市新橋670-15	要
	東部病院	8 9 - 8 0 0 0	御殿場市茱萸沢1180-2	要
	時之栖・神山クリニック	8 6 - 0 8 0 0	御殿場市神山1913-229	要
	富井医院	8 4 - 3 3 2 2	御殿場市竈708-1	要
	なおメディカルクリニック	7 0 - 5 5 7 0	御殿場市萩原460-1	要
	ばんクリニック	7 0 - 9 3 3 6	御殿場市川島田1561-2	要
	東富士病院	8 2 - 6 0 0 0	御殿場市御殿場433-1	要
	東山クリニック	8 2 - 1 0 0 0	御殿場市東田中1431-15	不要
	ひまわり呼吸器科	8 7 - 8 2 8 8	御殿場市富士見原1-1-3	不要
	フジ虎ノ門整形外科病院	0570-00-7872	御殿場市川島田1067-1	要
	富士病院 (かかりつけのみ)	8 3 - 3 3 3 3	御殿場市新橋1784	不要
	松尾クリニック	8 1 - 5 0 5 0	御殿場市新橋1912-6	不要
	みくりやクリニック	8 9 - 0 2 3 3	御殿場市竈1960	要
	安田内科小児科医院	7 0 - 3 8 0 0	御殿場市東田中2-13-15	要
	やましたクリニック	8 7 - 8 1 5 0	御殿場市神山1171-1	要
	渡辺整形外科内科医院	8 9 - 6 7 2 2	御殿場市川島田1420-2	要

新型コロナウイルス感染症定期予防接種説明書

＜予防接種を受ける前に必ずお読みください。＞

新型コロナウイルス感染症予防接種の効果と副反応について、この説明書をよく読んで十分納得したうえで、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を受けましょう。

わからないことは接種を受ける前にかかりつけ医師等にご相談ください。

（１）新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症とは、ヒトに感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「重症急性呼吸器症候群コロナウイルス－２：SARS-CoV-2」による感染症です。この感染症を「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」といいます。

潜伏期間は２～３日と短く、感染経路は飛沫感染が中心ですが、閉鎖空間でのエアロゾル感染があります。接触感染もあり得ると言われていますが、頻度は少ないとされています。

呼吸器感染のため、症状は発熱・咽頭痛・咳などが中心となります。

基礎疾患のある場合は重症化のリスクがあるとされ、高齢者での重症化率、致死率は高くなっています。

（２）予防接種の効果

ワクチン接種には、発症予防や重症化（入院）予防の効果があることが国内外の複数の報告で確認されています。なお、既感染者であっても再感染する可能性はあり、また、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも同じく確認されています。さらに、いずれの年齢群においても、重症化（入院）予防効果は発症予防効果より高いことが確認されています。

（３）予防接種不適当者（予防接種を受けることが適当でない人）

- ① 接種当日、明らかな発熱のある人 → 体温が37.5℃以上の場合です
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ ワクチンの成分によってアナフィラキシーなどの重度の過敏症（全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状）の既往歴のある人
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した人

（４）予防接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する人）

- ① 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- ② 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ③ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患のある人
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後２日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た人
- ⑤ 過去にけいれんの既往のある人
- ⑥ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

裏面へ続きます

(5) 他の予防接種の接種間隔について

新型コロナウイルス感染症予防接種と他の予防接種【生ワクチン・不活化ワクチン(高齢者用肺炎球菌・インフルエンザワクチン、带状疱疹等)】については、接種間隔の規定はありません。

2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

(6) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間程度は、急な副反応が起こることがあります。
医師（医療機関）とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。（接種後24時間以内の健康状態に注意しましょう。）接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ② 接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は差し支えありません。注射した部位をこすることはやめましょう。また、接種後に体調が悪い時は無理せず、入浴を控える等様子を見るようにしてください。
- ③ 当日は、激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。
- ④ 筋肉内に注射をすることから「血液をサラサラにする薬」を処方されている人、血小板減少症または凝固障害のある人は、出血すると止まりにくいことがありますので、接種後しっかりと押さえるようにしてください。

(7) 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

接種後に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、ほとんどが軽度または中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。なお、国内において重篤な副反応としてアナフィラキシーが報告されており、接種後30分はその場で健康観察をすることが必要です。接種後数日の間に胸痛、動悸、息切れ、むくみなどの症状があった場合には、医療機関を受診してください。

(8) 予防接種健康被害救済制度

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、健康被害に対する給付を受けることができます。

1. 医療費及び医療手当

予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用及びその入院通院等に必要な諸経費を給付。
(入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に限る。)

2. 障害年金

予防接種を受けたことにより、政令別表第2に定める程度の障害の状態にある18歳以上の者に支給。(3級はなし。)

3. 遺族年金

予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合にその遺族に支給。

(支給は10年間を限度とする。)

4. 遺族一時金

予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。

5. 葬祭料

予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。

問い合わせ 小山町健康増進課（健康福祉会館） 電話 76-6668